

高齢者の働く機会拡大のため、これまでの「請負」「委任」に加え「雇用関係」での労働（臨時的・短期的・軽易）が可能となりました。

4月1日より

# シルバー派遣事業を開始

国は「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部を改正し、シルバー人材センターに高齢者の一般労働者派遣の機能を持たせることにより、高齢者の労働の場の拡大を図ることとなりました。

これを受けて、当センターも準備を進めてまいりましたが、平成29年4月1日に「公益財団法人東京しごと財団の昭島派遣事業所」として、高齢者の人材派遣事業を開始しました。

## シルバー派遣制度の概要

派遣労働者

会 員

- ①派遣登録（希望会員のみ）
- ②東京しごと財団との雇用契約
- ③派遣先で就業し、勤務実績通知書を派遣事業所へ提出

派遣先の指揮命令の下で就業

※労災保険適用  
（臨時的・短期的・軽易な仕事）

派遣先

事業所

- ①人材派遣の申し込み
- ②東京しごと財団との派遣契約
- ③派遣会員への指揮命令
- ④他の社員と混在での仕事ができる。

賃金支払い

請求書に基づき料金振込

- ①派遣会員の登録
- ②派遣会員の研修
- ③派遣会員の特定
- ④労働条件通知書  
※相談・調整
- ⑤「賃金」振込（給与計算）  
※年末調整（11月勤務会員対象）

派遣元

シルバー人材センター  
派遣元:東京しごと財団  
昭島派遣事業所

- ①発注者訪問打合せ
- ②派遣料金見積書発行
- ③派遣契約書作成
- ④労災事故発生時の対応  
※相談・調整

派遣料金請求書の発行

### 請負との相違点

会 員

- ・東京しごと財団との「雇用関係」の中で、派遣先の「指揮命令」を受けて就業。
- ・労働災害保険が適用される。（シルバー保険も適用）
- ・労働対価が「賃金」として支払われる。

事業所

- ・派遣会員を、契約内容に基づき「指揮命令」のもと使用することが出来る。
- ・他の社員と一緒に（混在）に、働くことが出来る。
- ・派遣契約は、請負・委任契約の制約を超え「労働可能職種が広がる」。